

○厚生労働省令第百五十四号

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十六号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和三年九月十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部改正）

第一条 国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

(調整対象需要額の算定方法)

第四条 調整対象需要額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 イ及びロに掲げる額の合算額(当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定による前期高齢者交付金がある都道府県にあつては、これを控除した額)からハ及びニに掲げる額の合算額を控除した額

イ 当該都道府県内の各市町村(特別区を含む。以下同じ。)に係る次に掲げる額の合算額の総額

(1) (略)

(2) 当該年度の前年度の十二月十一日から当該年度の十二月十日までの間の請求に係る入院時食事療養費の支給(国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号。以下「規則」という。)第二十六条の五(規則第二十七条

の十四の五第六項において準用する場合を含む。)の規定によるものを除く。)に要した費用の額であつて、当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額

(3) 当該年度の前年度の十二月十一日から当該年度の十二月十日までの間の請求に係る入院時生活療養費の支給(規則第二十七条の十四の五第六項において準用する規則第二十六条の五の規定によるものを除く。)に要した費用の額であつて、当該年度の十二月末日現在において審査決定して

いるものの額

(4) 当該年度の前年度の十二月十一日から当該年度の十二月十日までの間の請求に係る保険外併用療養費の支給(規則第二十六条の七第二項において準用する規則第二十六条の

改正前

(調整対象需要額の算定方法)

第四条 調整対象需要額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 イ及びロに掲げる額の合算額(当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定による前期高齢者交付金がある都道府県にあつては、これを控除した額)からハ及びニに掲げる額の合算額を控除した額

イ 当該都道府県内の各市町村(特別区を含む。以下同じ。)に係る次に掲げる額の合算額の総額

(1) (略)

(2) 当該年度の前年度の十二月十一日から当該年度の十二月十日までの間の請求に係る入院時食事療養費の支給(国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号。以下「規則」という。)第二十六条の五(規則第二十七条

の十四の四第六項において準用する場合を含む。)の規定によるものを除く。)に要した費用の額であつて、当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額

(3) 当該年度の前年度の十二月十一日から当該年度の十二月十日までの間の請求に係る入院時生活療養費の支給(規則第二十七条の十四の四第六項において準用する規則第二十六条の五の規定によるものを除く。)に要した費用の額であつて、当該年度の十二月末日現在において審査決定して

いるものの額

(4) 当該年度の前年度の十二月十一日から当該年度の十二月十日までの間の請求に係る保険外併用療養費の支給(規則第二十六条の七第二項において準用する規則第二十六条の

五（規則第二十七条の十四の五第六項において準用する場合を含む。）の規定によるものを除く。）に要した費用の額であつて、当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額

(5) (略)

(6) 当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における入院時食療養費の支給（規則第二十六条の五（規則第二十七条の十四の五第六項において準用する場合を含む。）の規定によるものに限る。）に要した費用の額

(7) 当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における入院時生活療養費の支給（規則第二十七条の十四の五第六項において準用する規則第二十六条の五の規定によるものに限る。）に要した費用の額

(8) 当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における保険外併用療養費の支給（規則第二十六条の七第二項において準用する規則第二十六条の五（規則第二十七条の十四の五第六項において準用する場合を含む。）の規定によるものに限る。）に要した費用の額

(9) (11) (略)

ロ (略)

ハ (1) に掲げる額から当該年度における当該都道府県内の各市町村に係る(2)に掲げる額の総額を控除した額の百分の四十一に相当する額

(1) (略)

(2) 法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項の規定による繰入金（国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号。以下「施行令」という。）第二十九条の七第一項第一号に規定する基礎賦課額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百三条の四第二項第一号に規定する基礎課税額を含む。）に係る部分に限る。）

五（規則第二十七条の十四の四第六項において準用する場合を含む。）の規定によるものを除く。）に要した費用の額であつて、当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額

(5) (略)

(6) 当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における入院時食療養費の支給（規則第二十六条の五（規則第二十七条の十四の四第六項において準用する場合を含む。）の規定によるものに限る。）に要した費用の額

(7) 当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における入院時生活療養費の支給（規則第二十七条の十四の四第六項において準用する規則第二十六条の五の規定によるものに限る。）に要した費用の額

(8) 当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における保険外併用療養費の支給（規則第二十六条の七第二項において準用する規則第二十六条の五（規則第二十七条の十四の四第六項において準用する場合を含む。）の規定によるものに限る。）に要した費用の額

(9) (11) (略)

ロ (略)

ハ (1) に掲げる額から当該年度における当該都道府県内の各市町村に係る(2)に掲げる額の総額を控除した額の百分の四十一に相当する額

(1) (略)

(2) 法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項の規定による繰入金（国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号。以下「施行令」という。）第二十九条の七第一項第一号に規定する基礎賦課額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百三条の四第二項第一号に規定する基礎課税額を含む。）に係る部分に限る。）

に係る部分に限る。ニ(1)及び第七条第一項第一号ニ(1)において「基礎賦課額に係る繰入金」という。)の二分の一に相当する額

ニ 次に掲げる額の合算額

(1) (略)

(2) 当該年度における当該都道府県内の各市町村の法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金(施行令第二十九条の七第一項第一号に規定する基礎賦課額に係る部分に限る。第七条第一項第一号ニ(2)において同じ。)に相当する額の総額

(3) (略)

ニ イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額

イ (略)

ロ (1)に掲げる額から当該年度における当該都道府県内の各市町村の(2)に掲げる額の総額を控除した額の百分の四十一に相当する額

(1) (略)

(2) 法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項の規定による繰入金(施行令第二十九条の七第一項第二号に規定する後期高齢者支援金等賦課額(地方税法第七百三条の四第二項第二号に規定する後期高齢者支援金等課税額を含む。以下同じ。))に係る額に限る。ハ(1)及び第七條第一項第二号ハ(1)において「後期高齢者支援金等賦課額に係る繰入金」という。)の二分の一に相当する額

ハ 次に掲げる額の合算額

(1) 当該年度における当該都道府県内の各市町村の後期高齢者支援金等賦課額に係る繰入金に相当する額の総額

(2) 当該年度における当該都道府県内の各市町村の法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金(施行令第二十九

ニ(1)及び第七条第一項第一号ニ(1)において「基礎賦課額に係る繰入金」という。)の二分の一に相当する額

ニ 次に掲げる額の合算額

(1) (略)

(新設)

(2) (略)

ニ イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額

イ (略)

ロ (1)に掲げる額から当該年度における当該都道府県内の各市町村の(2)に掲げる額の総額を控除した額の百分の四十一に相当する額

(1) (略)

(2) 法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項の規定による繰入金(施行令第二十九条の七第一項第二号に規定する後期高齢者支援金等賦課額(地方税法第七百三条の四第二項第二号に規定する後期高齢者支援金等課税額を含む。以下同じ。))に係る額に限る。ハ及び第七條第一項第二号ハ(1)において「後期高齢者支援金等賦課額に係る繰入金」という。)の二分の一に相当する額

ハ 当該年度における当該都道府県内の各市町村の後期高齢者支援金等賦課額に係る繰入金に相当する額の総額

条の七第一項第二号に規定する後期高齢者支援金等賦課額に係る部分に限る。第七条第一項第二号ハ(2)において同じ。)

三 (略)
2 8 (略)

(特別調整交付金の額)

第六条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。)第四条第三項に掲げる事由に基づき交付する特別調整交付金は、次に掲げる額の合算額とする。

一 次のイからヲまでに掲げる場合に該当する当該都道府県内の市町村がある場合

当該各市町村における当該イからヲまでにそれぞれ定める額の合算額の総額

イ (略)

ロ 施行令第二十九条の七の二第二項又は地方税法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等(以下このロにおいて「特例対象被保険者等」という。)の保険料を減額する場合

(1)及び(2)に掲げる額の合算額(零未満の場合は零とする。

並びに(3)及び(4)に掲げる額の合算額(零未満の場合は零とする。))の合算額から、当該年度の前年度における法第七十

二条の三の二第一項の規定による繰入金に相当する額のうち、特例対象被保険者等の属する世帯(同年度の賦課期日において、施行令第二十九条の七第五項第六号及び第七号又は地方税法第七百三条の五第二項に定める基準に従い保険料を減額された世帯に限る。)に属する六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者(以下このロにおいて「減額対象者」という。)に係る額に十二分の三を乗じて得た額及び当該年度における法第七十二条の三の二第一項の規定

三 (略)
2 8 (略)

(特別調整交付金の額)

第六条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。)第四条第三項に掲げる事由に基づき交付する特別調整交付金は、次に掲げる額の合算額とする。

一 次のイからヲまでに掲げる場合に該当する当該都道府県内の市町村がある場合

当該各市町村における当該イからヲまでにそれぞれ定める額の合算額の総額

イ (略)

ロ 施行令第二十九条の七の二第二項又は地方税法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等(以下このロにおいて「特例対象被保険者等」という。)の保険料を減額する場合

(1)及び(2)に掲げる額の合算額(零未満の場合は零とする。

並びに(3)及び(4)に掲げる額の合算額(零未満の場合は零とする。))の合算額

による繰入金に相当する額のうち、減額対象者に係る額に十二分の九を乗じて得た額の合算額を控除して得た額（零未満の場合は零とする。）

(1) 当該年度の前年度に納付すべきものとして賦課期日に賦課された被保険者に係る保険料（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この口において同じ。）に充てるための保険料を除く。）の総額を同年度の賦課期日における被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象被保険者等の属する世帯（賦課期日において、施行令第二十九条の七の二第一項の規定により読み替えられた施行令第二十九条の七第五項第一号から第五号まで又は地方税法第七百三条の五の二第一項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五第一項に定める基準に従い保険料を減額された世帯に限る。）に属する被保険者（以下この口において「特例対象者」という。）の総数を乗じて得た額と、同年度に納付すべきものとして賦課期日に賦課された被保険者に係る法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるための保険料の総額を同年度の賦課期日における介護納付金賦課被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）の総数を乗じて得た額の合計額から、同年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項の規定による繰入金に相当する額のうち特例対象者に係る額並びに同年度に納付すべきものとして賦課された特例対象者に係る保険料の総額を控除した額に十二分の三を乗じて得た額

二
ハ
（略）
（略）

(2) (4) (略)

(1) 当該年度の前年度に納付すべきものとして賦課期日に賦課された被保険者に係る保険料（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この口において同じ。）に充てるための保険料を除く。）の総額を同年度の賦課期日における被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象被保険者等の属する世帯（賦課期日において、施行令第二十九条の七の二第一項の規定により読み替えられた施行令第二十九条の七第五項又は地方税法第七百三条の五の二第一項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五に定める基準に従い保険料を減額された世帯に限る。）に属する被保険者（以下この口において「特例対象者」という。）の総数を乗じて得た額と、同年度に納付すべきものとして賦課期日に賦課された被保険者に係る法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるための保険料の総額を同年度の賦課期日における介護納付金賦課被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）の総数を乗じて得た額の合計額から、同年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項の規定による繰入金に相当する額のうち特例対象者に係る額並びに同年度に納付すべきものとして賦課された特例対象者に係る保険料の総額を控除した額に十二分の三を乗じて得た額

二
ハ
（略）
（略）

(2) (4) (略)

(市町村調整対象需要額の算定方法)

第七条 市町村調整対象需要額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 イ及びロに掲げる額の合算額からハ及びニに掲げる額を控除した額

イ・ロ (略)

二 次に掲げる額の合算額

(1) 当該年度における当該市町村の基礎賦課額に係る繰入金に相当する額

(2) 当該年度における当該市町村の法第七十二条の三の二第

一項の規定による繰入金に相当する額

二 イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額

イ・ロ (略)

ハ 次に掲げる額の合算額

(1) 当該年度における当該市町村の後期高齢者支援金等賦課額に係る繰入金に相当する額

(2) 当該年度における当該市町村の法第七十二条の三の二第

一項の規定による繰入金に相当する額

イ・ロ (略)

二 次に掲げる額の合算額

附則

(退職被保険者等所属都道府県の調整交付金の特例)

第二条 法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属都道府県(次条において「退職被保険者等所属都道府県」という。)について、第四条から第七条までの規定及び附則第七条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ

(市町村調整対象需要額の算定方法)

第七条 市町村調整対象需要額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 イ及びロに掲げる額の合算額からハ及びニに掲げる額を控除した額

イ・ロ (略)

二 当該年度における当該市町村の基礎賦課額に係る繰入金に相当する額

(1) 当該年度における当該市町村の法第七十二条の三の二第

一項の規定による繰入金に相当する額

イ・ロ (略)

ハ 次に掲げる額の合算額

(1) 当該年度における当該市町村の後期高齢者支援金等賦課額に係る繰入金に相当する額

イ・ロ (略)

二 次に掲げる額の合算額

附則

(退職被保険者等所属都道府県の調整交付金の特例)

第二条 法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属都道府県(次条において「退職被保険者等所属都道府県」という。)について、第四条から第七条までの規定及び附則第七条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ

								る字句とする。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
第四条第一項 第一号ハ(2)	(略)	(略)	附則第九条第一項の規定により 読み替えられた法第七十二条の 三の二第一項	(略)	(略)	(略)	(略)	
第四条第一項 第二号ロ(2)	第七十二条 の三の二第 一項	(略)	附則第九条第一項の規定により 読み替えられた法第七十二条の 三の二第一項	(略)	(略)	(略)	(略)	
第四条第一項 第三号ハ	繰入金に相 当する額	繰入金及び当該年度に納付すべ き法附則第七条第一項に規定す る退職被保険者等(以下「退職 被保険者等」という。)に係る 保険料(地方税法の規定による 国民健康保険税を含む。以下同 じ。)の賦課額のうち介護納付 金賦課額として賦課された額を 施行令第二十九条の七第五項第 一号から第五号まで又は地方税 法第七百三条の五第一項に定め る基準(施行令第二十九条の七 の二第二項又は同法第七百三条	繰入金及び当該年度に納付すべ き法附則第七条第一項に規定す る退職被保険者等(以下「退職 被保険者等」という。)に係る 保険料(地方税法の規定による 国民健康保険税を含む。以下同 じ。)の賦課額のうち介護納付 金賦課額として賦課された額を 施行令第二十九条の七第五項第 一号から第五号まで又は地方税 法第七百三条の五第一項に定め る基準(施行令第二十九条の七 の二第二項又は同法第七百三条	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	

								る字句とする。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
第四条第一項 第一号ハ(2)	(略)	(略)	附則第九条第一項の規定により 読み替えられた法第七十二条の 三第一項	(略)	(略)	(略)	(略)	
第四条第一項 第二号ロ(2)及 び第三号ロ(2)	第七十二条 の三第一項	(略)	附則第九条第一項の規定により 読み替えられた法第七十二条の 三第一項	(略)	(略)	(略)	(略)	
第四条第一項 第三号ハ	繰入金に相 当する額	繰入金及び当該年度に納付すべ き法附則第七条第一項に規定す る退職被保険者等(以下「退職 被保険者等」という。)に係る 保険料(地方税法の規定による 国民健康保険税を含む。以下同 じ。)の賦課額のうち介護納付 金賦課額として賦課された額を 施行令第二十九条の七第五項又 は地方税法第七百三条の五に定 める基準(施行令第二十九条の 七の二第二項又は同法第七百三 条の五の二第二項に規定する特	繰入金及び当該年度に納付すべ き法附則第七条第一項に規定す る退職被保険者等(以下「退職 被保険者等」という。)に係る 保険料(地方税法の規定による 国民健康保険税を含む。以下同 じ。)の賦課額のうち介護納付 金賦課額として賦課された額を 施行令第二十九条の七第五項又 は地方税法第七百三条の五に定 める基準(施行令第二十九条の 七の二第二項又は同法第七百三 条の五の二第二項に規定する特	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	

ハ(2)	の三の二第一項	読み替えられた法第七十二条の三の二第一項
第七条第一項 第三号ハ	繰入金に相当する額	繰入金及び当該年度に納付すべき退職被保険者等に係る保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額として賦課された額を施行令第二十九条の七第五項第一号から第五号まで又は地方税法第七百三条の五第一項に定める基準に従い減額するものとした場合に減額することとなる額に相当する額の合算額
(略)	(略)	(略)

(病床転換支援金等を納付する都道府県の調整交付金の特例)
 第三条 令和六年三月三十一日までの間、都道府県(退職被保険者等所属都道府県を除く。)について、第四条の規定を適用する場合には、「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。

2 令和六年三月三十一日までの間、退職被保険者等所属都道府県について、前条の規定により読み替えられた第四条の規定を適用する場合には、前条の規定により読み替えられた第四条第一項第二号イ中「」の納付に要した費用の額から後期高齢者支援金」とあるのは「」及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金(以下この号において「病床転換支援金」という。)の納付に要した費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。

第七条第一項 第三号ハ	繰入金に相当する額	繰入金及び当該年度に納付すべき退職被保険者等に係る保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額として賦課された額を施行令第二十九条の七第五項又は地方税法第七百三条の五に定める基準に従い減額するものとした場合に減額することとなる額に相当する額の合算額
(略)	(略)	(略)

(病床転換支援金等を納付する都道府県の調整交付金の特例)
 第三条 平成三十六年三月三十一日までの間、都道府県(退職被保険者等所属都道府県を除く。)について、第四条の規定を適用する場合には、「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。

2 平成三十六年三月三十一日までの間、退職被保険者等所属都道府県について、前条の規定により読み替えられた第四条の規定を適用する場合には、前条の規定により読み替えられた第四条第一項第二号イ中「」の納付に要した費用の額から後期高齢者支援金」とあるのは「」及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金(以下この号において「病床転換支援金」という。)の納付に要した費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。

(国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部改正)

第二条 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令(昭和四十七年厚生省令第十
一号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

(算定政令第四条の三第一項各号に規定する額の算定方法)

第六条の三 算定政令第四条の三第一項各号に規定する額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を用いるものとする。

一 算定政令第四条の三第一項第一号に規定する額 当該市町村の当該年度の保険料の賦課期日(法第七十六条の二に規定する賦課期日をいう。以下同じ。)において被保険者が属する世帯(当該年度の十月三十一日までの間に令第二十九条の七第五項第一号から第五号までに定める基準(令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等の保険料を減額する場合において、同条第一項の規定により読み替えられた令第二十九条の七第五項第一号から第五号までに定める基準とする。))に從い同条第二項から第四項までの規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額することが明らかになつたものに限る。)に係る当該年度分の保険料について減額することとなる額の総額(その額が現に当該世帯に係る当該年度分の法第七十二条の三第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額)

二 算定政令第四条の三第一項第二号に規定する額 当該市町村の当該年度の国民健康保険税の賦課期日において被保険者が属する世帯(当該年度の十月三十一日までの間に地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百三条の五第一項に定める基準(同法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等の国民健康保険税を減額する場合には、同条第一項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五第一項に定める基準とする。))に從い同法第七百三条の四の規定により算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額すること

改正前

(算定政令第四条の三第一項各号に規定する額の算定方法)

第六条の三 算定政令第四条の三第一項各号に規定する額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を用いるものとする。

一 算定政令第四条の三第一項第一号に規定する額 当該市町村の当該年度の保険料の賦課期日(法第七十六条の二に規定する賦課期日をいう。以下同じ。)において被保険者が属する世帯(当該年度の十月二十日までの間に令第二十九条の七第五項に定める基準(令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等の保険料を減額する場合には、同条第一項の規定により読み替えられた令第二十九条の七第五項に定める基準とする。))に從い同条第二項から第四項までの規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額することが明らかになつたものに限る。)に係る当該年度分の保険料について減額することとなる額の総額(その額が現に当該世帯に係る当該年度分の法第七十二条の三第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額)

二 算定政令第四条の三第一項第二号に規定する額 当該市町村の当該年度の国民健康保険税の賦課期日において被保険者が属する世帯(当該年度の十月二十日までの間に地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百三条の五に定める基準(同法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等の国民健康保険税を減額する場合には、同条第一項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五に定める基準とする。))に從い同法第七百三条の四の規定により算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額することが明らかになつ

が明らかになつたものに限る。)に係る当該年度分の国民健康保険税について減額することとなる額の総額(その額が現に当該世帯に係る当該年度分の法第七十二条の三第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額)

(算定政令第四条の四第一項各号に規定する額の算定方法)

第六条の四 算定政令第四条の四第一項各号に規定する額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を用いるものとする。

一 算定政令第四条の四第一項第一号に規定する額 当該年度に

おいて被保険者が属する世帯(当該市町村の当該年度の保険料の賦課期日から当該年度の十月三十一日までの間に令第二十九条の七第五項第六号及び第七号に定める基準に従い同条第二項及び第三項の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額することが明らかになつたものに限る。)に係る当該年度分の保険料について減額することとなる額の総額(その額が現に当該世帯に係る当該年度分の法第七十二条の三の二第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額)

二 算定政令第四条の四第一項第二号に規定する額 当該年度に

おいて被保険者が属する世帯(当該市町村の当該年度の国民健康保険税の賦課期日から当該年度の十月三十一日までの間に地方税法第七百三条の五第二項に定める基準に従い同法第七百三条の四の規定により算定される被保険者均等割額を減額することが明らかになつたものに限る。)に係る当該年度分の国民健康保険税について減額することとなる額の総額(その額が現に当該世帯に係る当該年度分の法第七十二条の三の二第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額)

(算定政令第四条の五第一項各号の厚生労働省令で定める算定方法)

第六条の五 算定政令第四条の五第一項各号に掲げる被保険者、介

たものに限る。)に係る当該年度分の国民健康保険税について減額することとなる額の総額(その額が現に当該世帯に係る当該年度分の法第七十二条の三第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額)

(新設)

(算定政令第四条の四第一項各号の厚生労働省令で定める算定方法)

第六条の四 算定政令第四条の四第一項各号に掲げる被保険者、介

護納付金賦課被保険者及び介護納付金課税被保険者の総数又は数の算定は、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。

算定政令第四条の五第一項第一号イ(2)の被保険者の総数	当該年度の保険料の賦課期日における被保険者（当該年度の十月三十一日までの間に国民健康保険の被保険者であることが明らかになつた者に限る。）の数
算定政令第四条の五第一項第三号イ(2)の被保険者の総数	当該年度の国民健康保険税の賦課期日における被保険者（当該年度の十月三十一日までの間に国民健康保険の被保険者であることが明らかになつた者に限る。）の数
算定政令第四条の五第一項第二号イ(2)の介護納付金賦課被保険者の総数	当該年度の国民健康保険の被保険者であることが明らかになつた者に限る。）の数
算定政令第四条の五第一項第四号イ(2)の介護納付金課税被保険者の総数	当該年度の国民健康保険税の賦課期日における介護納付金課税被保険者（当該年度の十月三十一日までの間に国民健康保険の被保険者であることが明らかになつた者に限る。）の数
算定政令第四条の五第一項第一号ロ(1)の被保険者の数	当該年度の令第二十九条の七第五項第三号イに掲げる世帯（当該年度の十月三十一日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び同条第二項第八号イに規定する特定同一世帯所属者（以下この条において「特定同一世帯所属者」という。）につき算定した同条第五項第一号に規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する被保険者の数

護納付金賦課被保険者及び介護納付金課税被保険者の総数又は数の算定は、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。

算定政令第四条の四第一項第一号イ(2)の被保険者の総数	当該年度の保険料の賦課期日における被保険者（当該年度の十月二十日までの間に国民健康保険の被保険者であることが明らかになつた者に限る。）の数
算定政令第四条の四第一項第三号イ(2)の被保険者の総数	当該年度の国民健康保険税の賦課期日における被保険者（当該年度の十月二十日までの間に国民健康保険の被保険者であることが明らかになつた者に限る。）の数
算定政令第四条の四第一項第二号イ(2)の介護納付金賦課被保険者の総数	当該年度の国民健康保険の被保険者であることが明らかになつた者に限る。）の数
算定政令第四条の四第一項第四号イ(2)の介護納付金課税被保険者の総数	当該年度の国民健康保険税の賦課期日における介護納付金課税被保険者（当該年度の十月二十日までの間に国民健康保険の被保険者であることが明らかになつた者に限る。）の数
算定政令第四条の四第一項第一号ロ(1)の被保険者の数	当該年度の令第二十九条の七第五項第三号イに掲げる世帯（当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び同条第二項第八号イに規定する特定同一世帯所属者（以下この条において「特定同一世帯所属者」という。）につき算定した同条第五項第一号に規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する被保険者の数

算定政令第四 条の五第一項第 一 号(2)の被保 険 者 の 数	当該年度の令第二十九條の七第五項第三号ロに掲げる世帯（当該年度の十月三十一日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項第一号に規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する被保険者の数
算定政令第四 条の五第一項第 一 号(3)の被保 険 者 の 数	当該年度の令第二十九條の七第五項第三号ハに掲げる世帯（当該年度の十月三十一日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項第一号に規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する被保険者の数
算定政令第四 条の五第一項第 二 号(1)の介 護 納 付 金 賦 課 被 保 険 者 の 数	当該年度の令第二十九條の七第五項第三号イに掲げる世帯（当該年度の十月三十一日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項第一号に規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する介護納付金賦課被保険者の数
算定政令第四 条の五第一項第 二 号(2)の介 護 納 付 金 賦 課 被 保 険 者 の 数	当該年度の令第二十九條の七第五項第三号ロに掲げる世帯（当該年度の十月三十一日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項第一号に規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する介護

算定政令第四 条の四第一項第 一 号(2)の被保 険 者 の 数	当該年度の令第二十九條の七第五項第三号ロに掲げる世帯（当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項第一号に規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する被保険者の数
算定政令第四 条の四第一項第 一 号(3)の被保 険 者 の 数	当該年度の令第二十九條の七第五項第三号ハに掲げる世帯（当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項第一号に規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する被保険者の数
算定政令第四 条の四第一項第 二 号(1)の介 護 納 付 金 賦 課 被 保 険 者 の 数	当該年度の令第二十九條の七第五項第三号イに掲げる世帯（当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項第一号に規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する介護納付金賦課被保険者の数
算定政令第四 条の四第一項第 二 号(2)の介 護 納 付 金 賦 課 被 保 険 者 の 数	当該年度の令第二十九條の七第五項第三号ロに掲げる世帯（当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項第一号に規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する介護納

算定政令第四条の五第一項第一号(3)の介護納付金賦課被保険者の数	納付金賦課被保険者の数 当該年度の令第二十九条の七第五項第三号ハに掲げる世帯（当該年度の十月三十一日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項第一号に規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかに became したものに限り。）に属する介護納付金賦課被保険者の数
算定政令第四条の五第一項第三号(1)の被保険者の数	当該年度の地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十六条の八十九第二項第二号イに掲げる世帯（当該年度の十月三十一日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第七百三条の五第一項に規定する合算額が同号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかに became したものに限り。）に属する被保険者の数
算定政令第四条の五第一項第三号(2)の被保険者の数	当該年度の地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号ロに掲げる世帯（当該年度の十月三十一日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第七百三条の五第一項に規定する合算額が同号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかに became したものに限り。）に属する被保険者の数
算定政令第四条の五第一項第三号(3)の被保険者の数	当該年度の地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号ハに掲げる世帯（当該年度の十月三十一日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第七百三条の五第一

算定政令第四条の四第一項第一号(3)の介護納付金賦課被保険者の数	付金賦課被保険者の数 当該年度の令第二十九条の七第五項第三号ハに掲げる世帯（当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項第一号に規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかに became したものに限り。）に属する介護納付金賦課被保険者の数
算定政令第四条の四第一項第三号(1)の被保険者の数	当該年度の地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十六条の八十九第二項第二号イに掲げる世帯（当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第七百三条の五に規定する合算額が同号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかに became したものに限り。）に属する被保険者の数
算定政令第四条の四第一項第三号(2)の被保険者の数	当該年度の地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号ロに掲げる世帯（当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第七百三条の五に規定する合算額が同号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかに became したものに限り。）に属する被保険者の数
算定政令第四条の四第一項第三号(3)の被保険者の数	当該年度の地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号ハに掲げる世帯（当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第七百三条の五に規定

<p>算定政令第四条の五第一項第四号ロ(3)の介護納付金課税被保険者の数</p>	<p>算定政令第四条の五第一項第四号ロ(2)の介護納付金課税被保険者の数</p>	<p>算定政令第四条の五第一項第四号ロ(1)の介護納付金課税被保険者の数</p>	
<p>当該年度の地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号ハに掲げる世帯（当該年度の十月三十一日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第七百三条の五第一項に規定する合算額が同号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになったものに限る。）に属する介護納付金課税被保険者の数</p>	<p>当該年度の地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号ロに掲げる世帯（当該年度の十月三十一日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第七百三条の五第一項に規定する合算額が同号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになったものに限る。）に属する介護納付金課税被保険者の数</p>	<p>当該年度の地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号イに掲げる世帯（当該年度の十月三十一日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第七百三条の五第一項に規定する合算額が同号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになったものに限る。）に属する介護納付金課税被保険者の数</p>	<p>項に規定する合算額が同号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになったものに限る。）に属する被保険者の数</p>

<p>算定政令第四条の四第一項第四号ロ(3)の介護納付金課税被保険者の数</p>	<p>算定政令第四条の四第一項第四号ロ(2)の介護納付金課税被保険者の数</p>	<p>算定政令第四条の四第一項第四号ロ(1)の介護納付金課税被保険者の数</p>	
<p>当該年度の地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号ハに掲げる世帯（当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第七百三条の五に規定する合算額が同号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになったものに限る。）に属する介護納付金課税被保険者の数</p>	<p>当該年度の地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号ロに掲げる世帯（当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第七百三条の五に規定する合算額が同号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになったものに限る。）に属する介護納付金課税被保険者の数</p>	<p>当該年度の地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号イに掲げる世帯（当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第七百三条の五に規定する合算額が同号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになったものに限る。）に属する介護納付金課税被保険者の数</p>	<p>する合算額が同号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになったものに限る。）に属する被保険者の数</p>

(特定健康診査等負担金等の額の算定方法)

第六条の六 算定政令第四条の六第三項に規定する特定健康診査等費用額は、同項に規定する基準によつて特定健康診査等(法第七十二条の五第一項に規定する特定健康診査等をいう。)を受けた者ごとに算定した特定健康診査等の実施に要した費用の額(高齢者医療確保法第二十一条第一項の規定により保険者が行ったものとされた高齢者医療確保法第二十条に規定する特定健康診査の全部又は一部の実施に要する費用に相当する額を除く。)とする。ただし、当該年度において現に要した費用の額を超えることができない。

(端数計算)

第二十条 第六条の三及び第六条の四に規定する減額することとなる額又は減額した額を算定する場合において、その算定した金額に円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

附則

(退職被保険者等所属都道府県の療養給付費等負担金等の特例)
 第三条 法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属都道府県について、第四条から第六条の五まで、第十七条及び第十八条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第六条の三第二号	(略)	(略)
第六条の四(見出しを含む)	第四条の四第一項各号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の四第一項各号
第六条の四第	第四条の四	附則第四条第一項の規定により

(特定健康診査等負担金等の額の算定方法)

第六条の五 算定政令第四条の五第三項に規定する特定健康診査等費用額は、同項に規定する基準によつて特定健康診査等(法第七十二条の五第一項に規定する特定健康診査等をいう。)を受けた者ごとに算定した特定健康診査等の実施に要した費用の額(高齢者医療確保法第二十一条第一項の規定により保険者が行ったものとされた高齢者医療確保法第二十条に規定する特定健康診査の全部又は一部の実施に要する費用に相当する額を除く。)とする。ただし、当該年度において現に要した費用の額を超えることができない。

(端数計算)

第二十条 第六条の三に規定する減額することとなる額又は減額した額を算定する場合において、その算定した金額に円未満の端数があるときは、切り上げるものとする。

附則

(退職被保険者等所属都道府県の療養給付費等負担金等の特例)
 第三条 法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属都道府県について、第四条から第六条の四まで、第十七条及び第十八条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第六条の三第二号	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

第六条の五の 見出し	第六条の五	第四條の五 第一項各号	減額した額	第七十二條 の三の二第 一項	被保險者均 等割額	第四條の四 第一項第二 号	減額した額	第七十二條 の三の二第 一項	第七十二條 の三の二第 一項	被保險者均 等割額	第一項第一 号	読み替えられた算定政令第四條 の四第一項第一号
											読み替えられた算定政令第四條 の五第一項各号	読み替えられた法第七十二條の 三の二第一項
第六条の五の 表の上欄	第六条の五	第四條の五 第一項第一 号イ(2)の被 保險者の総 数	減額した額	第七十二條 の三の二第 一項	被保險者均 等割額	第四條の四 第一項第二 号	減額した額	第七十二條 の三の二第 一項	第七十二條 の三の二第 一項	被保險者均 等割額	第四條の五 第一項第一 号イ(2)の被 保險者の総 数	読み替えられた算定政令第四條 の五第一項第一号イ(2)の一般被 保險者の総数
											読み替えられた算定政令第四條 の五第一項第一号イ(2)の一般被 保險者の総数	読み替えられた法第七十二條の 三の二第一項

第六条の四の 見出し	第六条の四	第四條の四 第一項各号	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
											読み替えられた算定政令第四條 の四第一項各号	読み替えられた法第七十二條の 三の二第一項
第六条の四の 表の上欄	第六条の四	第四條の四 第一項第一 号イ(2)の被 保險者の総 数	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	読み替えられた算定政令第四條 の四第一項第一号イ(2)の一般被 保險者の総数
											読み替えられた算定政令第四條 の四第一項第一号イ(2)の一般被 保險者の総数	読み替えられた法第七十二條の 三の二第一項

(略)	第六条の五の 表の下欄	(略)	(略)	第四条の五	附則第四条第一項の規定により
				第一項第三号イ(2)の被保険者の数	読み替えられた算定政令第四条の五第一項第三号イ(2)の一般被保険者の数
				第四条の五	附則第四条第一項の規定により
				第一項第一号ロ(1)の被保険者の数	読み替えられた算定政令第四条の五第一項第一号ロ(1)の一般被保険者の数
				第四条の五	附則第四条第一項の規定により
				第一項第一号ロ(2)の被保険者の数	読み替えられた算定政令第四条の五第一項第一号ロ(2)の一般被保険者の数
				第四条の五	附則第四条第一項の規定により
				第一項第一号ロ(3)の被保険者の数	読み替えられた算定政令第四条の五第一項第一号ロ(3)の一般被保険者の数
				第四条の五	附則第四条第一項の規定により
				第一項第一号ロ(3)の被保険者の数	読み替えられた算定政令第四条の五第一項第一号ロ(3)の一般被保険者の数

(略)	第六条の四の 表の下欄	(略)	(略)	第四条の四	附則第四条第一項の規定により
				第一項第三号イ(2)の被保険者の数	読み替えられた算定政令第四条の四第一項第三号イ(2)の一般被保険者の数
				第四条の四	附則第四条第一項の規定により
				第一項第一号ロ(1)の被保険者の数	読み替えられた算定政令第四条の四第一項第一号ロ(1)の一般被保険者の数
				第四条の四	附則第四条第一項の規定により
				第一項第一号ロ(2)の被保険者の数	読み替えられた算定政令第四条の四第一項第一号ロ(2)の一般被保険者の数
				第四条の四	附則第四条第一項の規定により
				第一項第一号ロ(3)の被保険者の数	読み替えられた算定政令第四条の四第一項第一号ロ(3)の一般被保険者の数
				第四条の四	附則第四条第一項の規定により
				第一項第一号ロ(3)の被保険者の数	読み替えられた算定政令第四条の四第一項第一号ロ(3)の一般被保険者の数

(病床転換支援金等を納付する組合の事務費負担金及び療養給付費等補助金の特例)

第四条 令和六年三月三十一日までの間、第二条、第七条、第七条の四から第七条の九まで、第十三条及び第十四条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表略)

(病床転換支援金等を納付する都道府県に係る算定政令第二条第五項及び第六項の厚生労働省令で定める算定方法の特例)

第四条の二 令和六年三月三十一日までの間、都道府県(退職被保険者等所属都道府県を除く。)について、第六条の二を適用する場合においては、同条第一号ロ(2)中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。

2 令和六年三月三十一日までの間、退職被保険者等所属都道府県について、附則第三条の規定により読み替えられた第六条の二を適用する場合においては、同条第一号ロ(2)中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。

第七条 令和二年度から令和五年度までの各年度において、経過的组合員を組合員とする組合について、附則第四条の規定により読み替えられた第七条、第七条の四から第七条の六まで及び第十三条の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ下欄に掲げる字句とする。

(表略)

(病床転換支援金等を納付する組合の事務費負担金及び療養給付費等補助金の特例)

第四条 平成三十六年三月三十一日までの間、第二条、第七条、第七条の四から第七条の九まで、第十三条及び第十四条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表略)

(病床転換支援金等を納付する都道府県に係る算定政令第二条第五項及び第六項の厚生労働省令で定める算定方法の特例)

第四条の二 平成三十六年三月三十一日までの間、都道府県(退職被保険者等所属都道府県を除く。)について、第六条の二を適用する場合においては、同条第一号ロ(2)中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。

2 平成三十六年三月三十一日までの間、退職被保険者等所属都道府県について、附則第三条の規定により読み替えられた第六条の二を適用する場合には、同条第一号ロ(2)中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。

第七条 平成三十二年年度から平成三十五年度までの各年度において、経過的组合員を組合員とする組合について、附則第四条の規定により読み替えられた第七条、第七条の四から第七条の六まで及び第十三条の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ下欄に掲げる字句とする。

(表略)

(国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令の一部改正)

第三条 国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令(平成二十九年厚生労働省令第百十一号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令</p> <p>(算定政令第二十一条の二第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める場合)</p> <p>第二十五条の二 算定政令第二十一条の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 法第八十一条の二第四項の規定による財政安定化基金の取崩し及び当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計への繰入れを行わないものとしたならば、当該年度の当該都道府県内の市町村の被保険者一人当たりの国民健康保険事業費納付金(法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。)の額が当該年度の前年度の当該額を上回る見込まれる場合</p> <p>二 当該年度の前々年度の当該都道府県に係る高齢者の医療の確保に関する法律第三十四条第一項に規定する概算前期高齢者交付金の額が、同年度の同法第三十五条第一項に規定する確定前期高齢者交付金の額を超える場合</p> <p>三 その他都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の医療に要する費用、財政の状況等からみて当該繰入れの必要があると認められる場合</p> <p>(基礎市町村標準保険料率)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 前条第一号の基礎市町村標準算定基礎額(以下この条において「基礎市町村標準算定基礎額」という。)は、各市町村につき、当該年度における当該市町村に係る第一号に掲げる額の見込額か</p>	<p>国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令</p> <p>(新設)</p> <p>(基礎市町村標準保険料率)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 前条第一号の基礎市町村標準算定基礎額(以下この条において「基礎市町村標準算定基礎額」という。)は、各市町村につき、当該年度における当該市町村に係る第一号に掲げる額の見込額か</p>

ら同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる額の見込額を控除した額を当該市町村に係る基礎市町村標準保険料収納割合で除して得た額を基準とする。

ら同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる額の見込額を控除した額を当該市町村に係る基礎市町村標準保険料収納割合で除して得た額を基準とする。

イ 二 (略)

イ 二 (略)

ホ 法第八十一条の二第五項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

ホ 法第八十一条の二第四項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

ヘ 法第八十一条の二第十項第二号に規定する財政安定化基金事業借入金償還に要する費用の額

ヘ 法第八十一条の二第九項第二号に規定する財政安定化基金事業借入金償還に要する費用の額

ト (略)

ト (略)

チ その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(当該市町村が属する都道府県による後期高齢者支学金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。))及び国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。次号ニにおいて同じ。)の額

チ その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金(法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金(以下同じ。))の納付に要する費用(当該市町村が属する都道府県による後期高齢者支学金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。))及び国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。次号ニにおいて同じ。)の額

二 次に掲げる額の合算額

二 次に掲げる額の合算額

イ 一 (略)

イ 一 (略)

ニ その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入(法第七十二条の三第一項及び第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金を除く。)の額

ニ その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入(法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。)の額

三 一五 (略)

三 一五 (略)

(後期高齢者支学金等市町村標準保険料率)

(後期高齢者支学金等市町村標準保険料率)

第二十八条 (略)

第二十八条 (略)

2 第二十六条第二号の後期高齢者支学金等市町村標準算定基礎額(以下この条において「後期高齢者支学金等市町村標準算定基礎額」という。)は、各市町村につき、当該年度における当該市町村に係る第一号に掲げる額の見込額から同年度における当該市町

2 第二十六条第二号の後期高齢者支学金等市町村標準算定基礎額(以下この条において「後期高齢者支学金等市町村標準算定基礎額」という。)は、各市町村につき、当該年度における当該市町村に係る第一号に掲げる額の見込額から同年度における当該市町

村に係る第二号に掲げる額の見込額を控除した額を当該市町村に係る後期高齢者支援金等市町村標準保険料収納割合で除して得た額を基準とする。

一 (略)

二 次に掲げる額の合算額

イ (略)

ロ その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第七十二条の三第一項及び第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金を除く。)の額

3
15 (略)

(介護納付金市町村標準保険料率)

第二十九条 (略)

2 第二十六条第三号の介護納付金市町村標準算定基礎額(以下この条において「介護納付金市町村標準算定基礎額」という。)は、各市町村につき、当該年度における当該市町村に係る第一号に掲げる額の見込額から同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる額の見込額を控除した額を当該市町村に係る介護納付金市町村標準保険料収納割合で除して得た額を基準とする。

一 (略)

二 次に掲げる額の合算額

イ (略)

ロ その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第七十二条の三第一項及び第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金を除く。)の額

3
15 (略)

村に係る第二号に掲げる額の見込額を控除した額を当該市町村に係る後期高齢者支援金等市町村標準保険料収納割合で除して得た額を基準とする。

一 (略)

二 次に掲げる額の合算額

イ (略)

ロ その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。)の額

3
15 (略)

(介護納付金市町村標準保険料率)

第二十九条 (略)

2 第二十六条第三号の介護納付金市町村標準算定基礎額(以下この条において「介護納付金市町村標準算定基礎額」という。)は、各市町村につき、当該年度における当該市町村に係る第一号に掲げる額の見込額から同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる額の見込額を控除した額を当該市町村に係る介護納付金市町村標準保険料収納割合で除して得た額を基準とする。

一 (略)

二 次に掲げる額の合算額

イ (略)

ロ その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。)の額

3
15 (略)

(基礎都道府県標準保険料率)

第三十一条 (略)

2 前条第一号の基礎都道府県標準算定基礎額(以下この条において「基礎都道府県標準算定基礎額」という。)は、各都道府県につき、当該年度における当該都道府県内の各市町村に係る第一号に掲げる額の見込額から同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる額の見込額を控除した額を当該市町村に係る基礎都道府県標準保険料収納割合で除して得た額の総額とする。

一 次に掲げる額の合算額

イ・ニ (略)

ホ 法第八十一条の二第五項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

ヘ 法第八十一条の二第十項第二号に規定する財政安定化基金

事業借入金償還に要する費用の額

ト・チ (略)

二 次に掲げる額の合算額

イ・ハ (略)

ニ その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入(法第七十二条の三第一項及び第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金を除く。)の額

3 11 (略)

第三十二条 (略)

第三十二条 (略)

2 第三十条第二号の後期高齢者支援金等都道府県標準算定基礎額(以下この条において「後期高齢者支援金等都道府県標準算定基礎額」という。)は、各都道府県につき、当該年度における当該都道府県内の各市町村に係る第一号に掲げる額の見込額から同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる額の見込額を控除した額を当該市町村に係る後期高齢者支援金等都道府県標準保険料

(基礎都道府県標準保険料率)

第三十一条 (略)

2 前条第一号の基礎都道府県標準算定基礎額(以下この条において「基礎都道府県標準算定基礎額」という。)は、各都道府県につき、当該年度における当該都道府県内の各市町村に係る第一号に掲げる額の見込額から同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる額の見込額を控除した額を当該市町村に係る基礎都道府県標準保険料収納割合で除して得た額の総額とする。

一 次に掲げる額の合算額

イ・ニ (略)

ホ 法第八十一条の二第四項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

ヘ 法第八十一条の二第九項第二号に規定する財政安定化基金

事業借入金償還に要する費用の額

ト・チ (略)

二 次に掲げる額の合算額

イ・ハ (略)

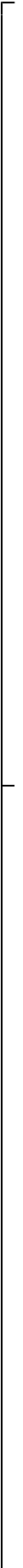
ニ その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入(法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。)の額

3 11 (略)

第三十二条 (略)

第三十二条 (略)

2 第三十条第二号の後期高齢者支援金等都道府県標準算定基礎額(以下この条において「後期高齢者支援金等都道府県標準算定基礎額」という。)は、各都道府県につき、当該年度における当該都道府県内の各市町村に係る第一号に掲げる額の見込額から同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる額の見込額を控除した額を当該市町村に係る後期高齢者支援金等都道府県標準保険料



附 則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。